

会議の内容

1	会 議 名	第3回習志野市成年後見センター設置検討委員会
2	開 催 日 時	平成27年2月9日（月） 午後1時30分～3時30分
3	開 催 場 所	仮庁舎3階 大会議室
4	出 席 者	審議会委員：福田委員（委員長）、土井委員（副委員長） 清水委員、田代委員、吉野委員、保坂委員 細野委員、篠塚委員、志摩委員 事務局：眞殿保健福祉部長、岡澤高齢者支援課係長 高齢者支援課職員（清水、須藤、角井）
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事務連絡について <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2回検討委員会会議録の報告について (2) 第3回検討委員会会議録署名について 2. 市民後見人養成講座の実施状況及び平成27年度実施事業について 3. 成年後見センターの常設に向けた取り組みについて <p>議題1 事務連絡について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2回検討委員会会議録の報告について (2) 第3回検討委員会会議録署名について <p>【事務局】 本日の第2回会議録につきまして、土井委員および保坂委員に後程ご確認いただき、承認を依頼したいと思いますのでご承知おきください。 《土井委員、保坂委員 了承》</p> <p>議題2 市民後見人養成講座の実施状況及び平成27年度実施事業について</p> <p>【事務局】 資料2に基づき講座実施状況及び受講修了者の受け入れについて説明。</p>

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>2月7日に今年度の市民後見人養成講座を無事終了いたしましたして、27名全員が修了いたしました。実習の詳しい様子については、土井副委員長からお話をお願いします。</p> <p>【土井副委員長】 受講生の希望等に応じ、2～3か所の居宅、高齢者施設、精神病院へ後見人に同行して訪問し、本人との面接や、施設相談員と面接を行い、レポートを提出していただきました。受講生の方からは、被後見人と触れ合ってみて想像と違っていたという感想や、後見人の被後見人に対する接し方について興味深いレポートを書いてもらっています。施設訪問については、ふる里学舎という知的障がいと身体障がいを持っている方を入所・通所させ、また、就労支援をしている施設へ集団で見学を行いました。施設の20年の歴史を映像と解説を通して学び、この20年でどれほど障がい者を取り巻く状況が変わったかを知っていただくことができました。受講生の中には、施設は暗いイメージで、利用している方や施設職員も暗いと思っていたようですが、大変きれいな施設で、職員の教育も行き届いているということに驚いていたようです。利用者との接触はありませんでしたが、すれ違う時に利用者が明るい表情をしていることに受講生は驚いており、よい経験をしていただいたと感じています。</p> <p>【事務局】 ありがとうございました。 受講修了生の受け入れについては、講座終了後に全員にアンケートを取っています。その結果についても土井委員よりご報告をお願いします。</p> <p>【土井副委員長】 アンケート結果について報告。</p> <p>【事務局】 ありがとうございます。多くの受講生が地域活動に貢献したいと思ってくれたことは、市として嬉しい結果となりました。来年度の市民後見人養成講座については、受講生から頂いた意見をまとめ、運営の課題等を委託法人と検討し、来年度実施する検討委員会でお示ししたいと考えています。 現段階で、今年度実施した市民後見人養成講座についての改善点としては、受講生の方から寒いという意見があったことから、来年度は時期を早めようと考えています。また受講生の中には、後見業務に精通している方から初めて勉強する方までいらっしゃるため、初めて勉強する方に合わせて講義をするという講師の意識統一の必要性を感じました。</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>事前説明会については、講座申し込みをいただいた後に行っておりますが、そこで2名が辞退されたため、説明会を行った後に申し込みを受けるといった方式を取る必要があると考えています。</p> <p>同行訪問については、後見活動をあまり考えていない方に対しても同様に行うことは負担が大きいという意見が委託法人から出ているため、基礎講座修了後にアンケートを取り、希望者に対して実務講座を行うということについても検討していきます。これらの課題を整理し、来年度の検討委員会で議題として挙げたいと考えています。</p> <p>【土井副委員長】 受講生の中には、税理士から行政職員、高齢者など幅広い分野の方がおりますので、どのレベルに合わせて講座を行うかということが非常に難しい点ですが、やはり初めて勉強する方に合わせるようにしなくてはいけないと考えています。</p> <p>同行訪問については、実際に後見業務をやろうと考えている方について実施することが望ましいという意見がありました。</p> <p>的を絞った基礎講座及び実務講座の実施、そして専門用語の使用について考えなくてはいけないと思っています。</p> <p>【志摩委員】 今回講座を委託しているNPO法人に入会して後見業務をやりたいという方はいましたか。</p> <p>【土井副委員長】 1名の方から希望がありましたので、入会の手続きを進めたいと考えています。座学の勉強だけでは後見業務の実務をやっていただくにはまだまだ足りない点があり、経験を積んでいただく必要があると思っています。</p> <p>【田代委員】 養成講座の改善点として寒いという意見がありますが、寒さにも対応できる人でなければ後見業務はできないと思います。開催時期を変えるのも構いませんが、同行訪問先は被後見人が生活をしている場ですので、そこに対応できなければ務まりません。また、同行訪問の負担軽減については、基礎講座修了後に受講生にアンケートを取って、基礎講座のみで終わられた方には基礎講座修了証書を、同行訪問に行かれた方には実務講座修了証書を交付できるように考えると良いと思います。</p> <p>今回実習先となったふる里学舎のような素晴らしい施設を、ひとつの基準として見ていただくという選択は良いと思います。</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【細野委員】 数回講座に参加させていただきましたが、受講生のみなさんは非常に熱心に受講されていまして、仮に市民後見人として活動されなくても、地域の中で後見制度を広めていただけると感じました。また、同行訪問について私は必ず必要だと思っています。なぜなら直接生活の場面を見なければ被後見人となる方の在宅生活や施設生活のイメージが湧かないからです。座学だけでは制度や社会資源活用の知識が不足してしまうので、同行訪問をして現場を直に見ていただきたいと思います。</p> <p>【福田委員長】 すぐに後見業務をやりたい方や、地域に持ち帰って制度を広めたいという方など、それぞれが後見制度利用の窓口になってくだされば、本養成講座の意味は十分にあったと思います。講座を修了しても独り立ちして後見業務を行うまでには達しませんので、市民後見人として単独受任を目指すだけでなく、法人の中でチームとなって活動していくという形が作れたらよいと思います。またその形が、住民のニーズにも合っているのではないかと思います。</p> <p>受講生のみなさんはやる気があり、人材豊富だなと感じました。このような人材を早くフォローアップ研修へつなげ、現場に出ていく機会を作れたらよいでしょう。事例検討には同行訪問が重要です。後見人として実務を行う中で、現状に満足するのではなく、もっと良くしてもらいたい、と被後見人に代わり周囲に意見を言うことができるような後見人になっていただきたいと思います。</p> <p>【吉野委員】 社会福祉協議会として基礎講座で講師をしましたが、7名の受講生の方から生活支援員として活動をしたいという言葉いただきありがたいと思っています。来年度は申し込み前に事前説明会を行うということですが、成年後見制度の啓発を含めた内容とした上で、市民後見人養成講座の案内をすると良いと思います。また、基礎講座のみ受講された方は興味だけで終わってしまうのか、その点についてご意見お願いします。</p> <p>【事務局】 事前説明会は成年後見制度の啓発を兼ねた内容とし、制度について広く周知した上で申し込みを受けたいと考えています。もし途中で辞退した方がいた場合には、地域に活動の場を広げていただけるよう案内したいと思っています。</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【福田委員長】 社会福祉協議会で生活支援員として活動することは即実践につながるので良いことだと思います。さらに、生活支援員の方が技術を磨き市民後見人として活動をしていただければという人材の連携や共有があれば理想的です。 これらの意見を来年度以降の参考にさせていただければと思います。 次に平成27年度以降のフォローアップ研修について事務局より説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 資料3に基づき説明。 今年度養成した市民後見人養成講座1期修了生を対象に、より実践に近い内容のフォローアップ研修を引き続き受けていただき、深く職務内容を理解していただきたいと考えております。 アンケートでは24名の方から参加希望がありました。なお、費用は無料とする予定です。</p> <p>【土井副委員長】 市民後見人として活動される方については、被後見人が四半世紀を生きていくということに寄り添わなくてはならず、被後見人の生きるということすべてに関わる仕事であるため、基礎講座の知識だけでは十分ではありません。後見制度の相談を受けることから、実際に後見人としてやるべきことなどを、フォローアップ研修を通じて深めて欲しいと思います。</p> <p>【福田委員長】 続きまして平成27年度の相談支援事業について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 資料4に基づき説明。</p> <p>【福田委員長】 相談支援事業の運営開始は何月からを考えていますか。</p> <p>【事務局】 平成27年10月から開始したいと考えています。</p> <p>【篠塚委員】 障がい者でも予約を受け付けてもらえるのでしょうか。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【志摩委員】 基本的には高齢者支援課で予約を受けることを想定していますが、障がい福祉課でも後見制度に関する相談を受けていると思いますので、情報があれば高齢者支援課に伝えていただき、両方で調整していければ良いと思います。</p> <p>【福田委員長】 相談支援事業では申し立てについての相談が主になると思いますが、親族後見人の相談先としての機能も重視しており、成年後見人のレベルアップにもつながる機能であるため、積極的に案内していただきたいと思います。</p> <p>【清水委員】 ワンストップの相談支援となるよう努めてほしいと思います。</p> <p>議題3 成年後見センターの常設に向けた取り組みについて</p> <p>【福田委員長】 平成27年度のセンター業務、委員会の開催内容について事務局より説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 資料5-1に基づき説明。</p> <p>【篠塚委員】 施設職員等に対する相談支援事業は、職員自ら相談に来所すること想定しているのか、職員から家族に相談支援事業を案内することを想定しているのか、どちらですか。</p> <p>【事務局】 家族がおらずケアマネジャーや病院ソーシャルワーカー等から市役所に相談がくることもありますので、施設職員自ら相談に来所することも想定して、相談を受けようと考えています。</p> <p>【福田委員長】 続きまして後見センター常設後の市民後見推進体制図及び習志野市成年後見センター運営委員会の概要について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 資料5-2、5-3に基づき説明。</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>【福田委員長】 続きまして成年後見センターの受託法人について事務局より説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 資料5-4に基づき、成年後見センターの委託法人について、習志野市独自の新しい法人を立ち上げ、そこに業務を委託することについて説明。</p> <p>【福田委員長】 社会福祉協議会への委託は習志野市では難しいため、パターン2では、後見実績がある法人に委託することとなります。現在、習志野市メインで活動をしている法人がないため、千葉県で活動をしている法人に後見センター業務を委託して実績を積んでいただくこととなりますが、家庭裁判所とするとたとえ習志野市民の後見人をお願いする場合でも、千葉県の法人に後見人をお願いすることになるため、習志野市の後見センターを設置する必要がなくなります。そこでパターン3を考えましたが、引き継ぎやNPO法人の負担についても課題が挙げられました。そこでパターン1がいいのではないかと考えています。</p> <p>【土井副委員長】 習志野市の後見センターが市民後見人を管理監督ができる基盤ができていれば家庭裁判所は受任させると思います。</p> <p>【福田委員長】 習志野市独自の新しい法人を立ち上げ、後見センターを運営開始するというのが理想であり、この形で進めていただきたいと思います。今後はどのように実践を積んでいくかという検討を進めていただければと思います。 市民後見人案件を受任させる場合、家庭裁判所は市民後見人の不正防止を考えます。市が立ち上げている法人であり、どのように後見監督を行うかを示せば、市民後見人の受任につながると思います。</p> <p>【事務局】 市民後見人に対する指導監督の能力がないと家庭裁判所からの信頼が得られないと思いますが、法人の人数や職種が問われるのでしょうか。それとも後見業務に実績があればよいのでしょうか。</p> <p>【福田委員長】 法人の構成員が専門職である必要はなく、後見人を監督する体</p>
---	-------------------------	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>制が整っているかどうかと問われると思います。後見人に定期報告をさせ、それを確認する人がいるという体制を作らなければなりません。</p> <p>【土井副委員長】 家庭裁判所が求める事務報告については法人が責任を持ち、そして一目でわかる報告書を作る。こうした確認機能が整っている後見センターを置くことで法人としての信頼は得られていくと思います。</p> <p>【田代委員】 後見だけではなく、保佐や補助の対象者も受任していきますか。</p> <p>【福田委員長】 保佐や補助の対象者ほど関わりが難しいですが、それこそ市民後見人が活躍できる場であると思います。</p> <p>【保坂委員】 精神障がい者の方からの相談を受けていると、後見よりも、保佐や補助の必要性の方が高いのが実情です。また、後見人の方には障がい特性を理解していただけないと負担になってしまうので、その上でも後見センターが相談にのっていただけると良いと思います。</p> <p>【福田委員長】 市民後見人が受任するにはどのような案件がふさわしいのかということを見ると、最初は専門職後見人が受任し、落ち着いたら市民後見人が引き継ぐという方法も検討できるかと思います。</p> <p>後見人が目指しているものは被後見人の幸せであるため、どのようにしたら幸せな生活が送れるかということまで配慮して、後見センターの運営を考えていきたいと思います。</p> <p>【事務局】 長時間に渡り貴重なご意見をたくさんいただきありがとうございました。</p> <p>来年度につきましては、今年度に引き続き成年後見センター設置検討委員会を2度開催し、後見センター常設後は成年後見センター運営委員会を開催したいと考えています。</p> <p>次回7月22日水曜日13時半を予定しております。</p> <p>本日はご討議いただき、ありがとうございました。</p>
---	--	--

6	問い合わせ先	所管課名：保健福祉部高齢者支援課 電話番号：047(451)1151 内線318
---	--------	---